

土木学会

平成 14 年度 特別討論会

日米におけるコンサルタントの 役割、制度に関する討論

平成 15 年 2 月 5 日 土木学会 「土木会館」講堂

主催：土木学会コンサルタント委員会

土木学会平成14年度特別討論会

日米における、コンサルタントの役割、制度に関する討論 -

主催：土木学会コンサルタント委員会

1. 委員長、座長、話題提供者

- 委員長：駒田 智久 コンサルタント委員会委員長
日本技術開発(株) 取締役常務執行役員
- 座長：内村 好 コンサルタント委員会幹事長
(株)建設技術研究所 取締役 管理本部長
- 話題提供者：大橋 治一 Steinman/Parsons Transportation Group, Major Bridge Division
中村 裕司 コンサルタント委員会三者構造研究小委員長
(株)アイ・エス・エス 代表取締役
- 会場司会者：安江 哲 コンサルタント委員会副幹事長
(株)ドーコン構造部長

2. 開催日時・場所

- 日時：平成15年2月5日(水) 13:00 - 15:00
- 場所：土木学会「土木会館」講堂

3. 討論会進行予定

- 会場司会者による開会、および座員の紹介(約5分)
- 座長によるテーマの趣旨説明、および進行方法の説明(約10分)
- 話題提供者による話題提供(各人20分程度のプレゼンテーション)
- 幾つかの小テーマごとに焦点を絞っての、話題提供者ならびに会場参加者を交えた研究討論審議(約1時間)
- 座長による総括(最後の5分)

4. ご意見など

土木学会のHome Pageにコンサルタント委員会 Home Page を開設しております。当委員会や、本日の研究討論会へのご意見をお願いします。

<http://www.jsce.or.jp/committee/kenc/index/html>

本日はご参加ありがとうございました。

～ 話題提供者の略歴 ～

話題提供者

大橋 治一

- 1955 生まれ
- 1975 福井工業高等専門学校土木工学科卒業
- 1975 本州四国連絡橋公団入社
- 1980 ミガン大学土木工学科卒業
- 1981 ミガン大学土木工学科修士課程修了
- 1990 今治工事事務所で、来島海峡大橋の建設に関わる
- 1994 設計部で明石海峡大橋をはじめとする長大橋の設計に関わる
- 1997 東京工業大学で、博士(工学)取得
- 1998 企画開発部企画課で事業計画・予算関連の業務に関わる
- 2000 Steinman/Parsons Transportation Group, Major Bridge Division 勤務

話題提供者

中村 裕司

- 1989 ~ 株式会社アイ・エス・エス 代表取締役
 - (株)アイ・エス・エスの活動領域
 - 1 . アセットマネジメントの調査・研究及びシステムの開発
 - 2 . 海外橋梁建設工事のコンサルティング
 - 3 . 地方自治体まちづくり事業のファシリテーション
 - 4 . 国内橋梁ファブリーケータの海外進出コンサルティング
- 著 書 建設技術者が危ない」(日刊建設通信新聞社発行)
- 代表的な活動 土木学会コンサルタント委員会 三者構造研究小委員会委員長
土木学会建設マネジメント委員会 アセットマネジメント研究小委員会幹事長
桑名市旧東海道修景構想検討委員会 委員

Memo

研究討論会 (コンサルタント進化論) 話題提供メモ

コンサルタントを取り巻く環境の変化

平成 15 年 2 月 5 日

株式会社アイ・エス・エス 代表取締役
中村 裕司

1. ピア・レビュー (Peer Review)
直訳すれば「仲間内による照査」となりますが、USではモデルによってA社に設計発注し、B社の意見も取り入れるケースがけっこうあります。第三者照査とは別物です。
2. チェック・エンジニア (Check Engineer)
第三者による設計照査を別途発注することです。デザインビルドの場合に義務付けされているのかどうか、そのあたり議論したいところです。ピアレビューがあくまで内部照査であるのに対し、こちらは独立第三者による「チェック (検閲)」であると思っています。
3. C R I P (Cost Reduction Incentive Program)
設計が固まる前に、コンセプト的な設計を公開し、広く設計者・施工者から意見を聴取し、入札図書に反映していく制度です。
4. E O R (Engineer's Official Report)
設計を請け負った設計者が残す公式設計記録です。会議のやり取り、議論の背景、設計変更の経緯等が記載されていると聞きます。のちのちの紛争・係争等が起きた場合の証拠としても使われます。EORを記録する権利は設計者だけであり、これがあるがゆえ設計者の立場が強いのでは？と推察しています。
5. R F I (Request for Information)
施工者が Detailer 等を通じて行き凝義解明です。実際には、施工者側が施工に当たって不可能な詳細や、手に入らない材料の変更、不便な施工方法の改良を求める"Proposal for Change"も含まれます。
6. D R B (Dispute Review Board)
発注者による過剰要求や理不尽な押し付けがあった場合、クレームを提出します。従来は、クレーム即係争でしたが、最近はDRBを開いて決着を付けるケースが増えています。(拘束力はありません。)
7. パートナリング・コンサルタント
発注者と受注者とのあいだに立って、工事の円滑な推進をはかる中立な立場のコンサルタントです。
8. 設計契約 (An Agreement Between Owner and Structural Engineer of Record for Professional Services)
9. 設計保険 (Professional Liability Insurance)

Memo